

霞ヶ浦流域内では高度処理型浄化槽の設置が義務となっています！

県では、霞ヶ浦の水質浄化のため、「泳げる霞ヶ浦・遊べる河川」を目標に掲げ、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」（現在は第6期：平成23～27年度）に基づき、各種の対策を実施しております。

そのひとつとして、平成19年10月から、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」により、霞ヶ浦流域内の各家庭に対して、窒素・りんを除去できる高度処理型浄化槽（N型・NP型）の設置が義務づけられました。

霞ヶ浦の汚れの原因（汚濁負荷）のうち、窒素の約2割、りんの約5割が生活排水由来であり、霞ヶ浦の水質浄化を進める上では、県民一人ひとりが適切な生活排水処理を行うことによつて、窒素やりんを減らしていくことが大変重要です。「泳げる霞ヶ浦・遊べる河川」の実現に向け、皆様方のご理解・ご協力をよろしくお願いします。



高度処理型浄化槽の設置が必要な場合

◎単独浄化槽・くみ取り式便所を設置している場合

*下水道・農業集落排水施設の計画区域は除きます。

◎新築又はリフォームなどで浄化槽を新たに設置する場合

高度処理型浄化槽の設置には次のような支援があります

(1) 補助金

浄化槽を個人宅に設置する場合（建売住宅などの販売を目的とするものを除く）、費用の一部を助成する制度があります。

例えば、単独処理浄化槽からNP型（5人槽）に転換する場合、約110万円が交付されます。ただし、市町村により交付額等が異なりますので、詳しくは設置する市町村の窓口にお問い合わせください。

(2) 無利子融資制度

霞ヶ浦流域で高度処理型浄化槽を設置する方に、無利子融資制度を用意しています。補助金を利用した場合の自己負担分、全額自己負担資金で設置する場合の費用のいずれにも利用できます。

霞ヶ浦流域内の生活排水の処理方法

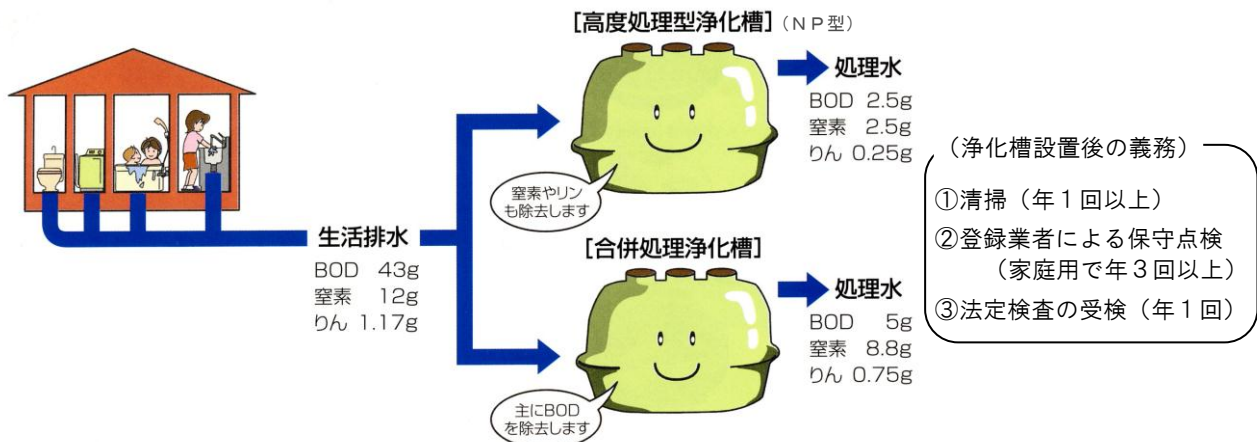
生活排水の処理方法は地区により異なります。お住まいの地域での処理方法を表により確認してみましょう。

地域区分	通常型の合併処理浄化槽を使っている場合	単独処理浄化槽 又はくみ取りトイレ を使っている場合	新築や改築で浄化槽を 新たに設置する場合
下水道・農業集落排水施設の 整備区域 *注1	← 下水道・農業集落排水施設へ接続してください →		
下水道・農業集落排水施設の 計画区域 *注1	← 下水道等が整備されるまで今の浄化槽が使用可能です →		高度処理型浄化槽を 設置してください
*注1	← 下水道等が整備された場合速やかに接続してください →		
上記以外	家の建て替えなどを行うまで、 今の浄化槽が使用可能です *注2		← 高度処理型浄化槽を設置してください →

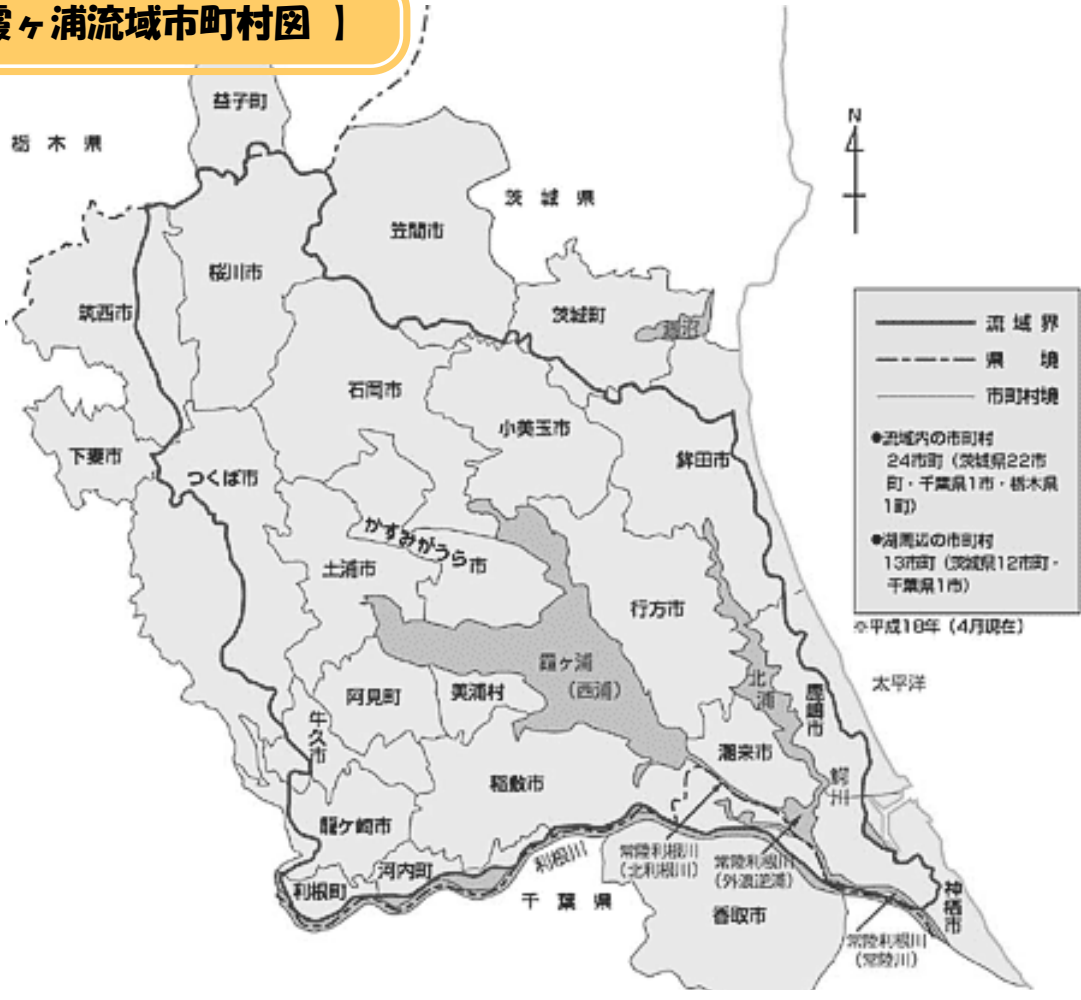
*注1) 整備区域・計画区域については市町村窓口へお問い合わせください。計画区域であっても、7年以上整備が見込まれない地域では、補助金が交付される場合があります。

*注2) ただし、新築・改築の際には高度処理型浄化槽を設置してください。

高度処理型浄化槽（NP型）だと窒素・りんも除去できます。



【霞ヶ浦流域市町村図】



お問い合わせ

茨城県生活環境部環境対策課水環境室	TEL : 029-301-2966	FAX : 029-301-2969
茨城県県民センター総室県央環境保全室	TEL : 029-301-3044	FAX : 029-301-3049
茨城県県北県民センター環境・保安課	TEL : 0294-80-3355	FAX : 0294-80-3357
茨城県鹿行県民センター環境・保安課	TEL : 0291-33-6056	FAX : 0291-33-5638
茨城県県南県民センター環境・保安課	TEL : 029-822-7386	FAX : 029-822-9040
茨城県県西県民センター環境・保安課	TEL : 0296-24-9134	FAX : 0296-24-7813